

論文賞選考委員会規程

1999年 5月21日制定

2008年 4月 1日改訂

(目的)

第1条 本規程は論文賞の審査方法を定める。

- 2 論文賞審査のために論文賞選考委員会（以下委員会という）を設置する。
- 3 委員会の運営は本規程によるものその他は、理事会の定めるところに従う。

(構成)

第2条 委員会は副会長を委員長とし、会長の指名するもの20名以内を委員として構成する。委員の名前は論文賞選定後公開する。

- 2 委員長は委員会の議長を務める。委員長はそれを補佐する副委員長を指名することができる。
- 3 委員会は必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 4 委員の任期は毎年4月から翌年3月までの1年間とする。委員の再任は妨げない。

(候補の募集)

第3条 委員会は審査にあたって会員から広く候補の推薦を求める。

- 2 推薦者は委員会が指名する。
- 3 推荐者は所定の様式の推薦書を会長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 委員会では推薦書に基づき審査を行い、順位付けを行うと共に、論文賞規程の定める範囲で受賞候補を選定する。委員会は候補の順位、受賞候補とその選定理由をつけて会長に報告する。委員会の議事は公開しない。

- 2 委員会は必要と認めるときには、委員以外の学識経験者の意見を求めることができる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は1999年5月21日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。